

〈2015. 4. 1 改正〉

利用料金説明書

社会福祉法人 みのり福祉会
ソラーナ短期入所生活介護事業所

利用料金

- ・介護保険給付対象サービス料金について、国が定める負担割合に応じて利用料金をご負担いただきます。
- ・居宅サービス計画（サービス利用票）が作成されていない場合、利用時に介護保険給付の対象とはならないため、国が定める額（短期入所生活介護にかかる10割の費用）をお支払いいただきます。この場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(1) 介護保険給付対象サービス

連続した利用における介護保険適用は、30日が限度です。

①平成27年7月まで

区分	国が定める 1日当たりの利用料金		国が定める負担割合に応じた 1日当たりの自己負担額	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	5,790円	6,460円	(1割負担) 579円	(1割負担) 646円
要介護2	6,460円	7,130円	(1割負担) 646円	(1割負担) 713円
要介護3	7,140円	7,810円	(1割負担) 714円	(1割負担) 781円
要介護4	7,810円	8,480円	(1割負担) 781円	(1割負担) 848円
要介護5	8,460円	9,130円	(1割負担) 846円	(1割負担) 913円

連続して30日を超える利用の場合、1日当たり30円を差し引きます。

②平成27年8月から

区分	国が定める 1日当たりの利用料金		国が定める負担割合に応じた 1日当たりの利用料金	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	5,790円	5,990円	(1割負担) 579円	(1割負担) 599円
			(2割負担) 1,158円	(2割負担) 1,198円
要介護2	6,460円	6,660円	(1割負担) 646円	(1割負担) 666円
			(2割負担) 1,292円	(2割負担) 1,332円
要介護3	7,140円	7,340円	(1割負担) 714円	(1割負担) 734円
			(2割負担) 1,428円	(2割負担) 1,468円
要介護4	7,810円	8,010円	(1割負担) 781円	(1割負担) 801円
			(2割負担) 1,562円	(2割負担) 1,602円
要介護5	8,460円	8,660円	(1割負担) 846円	(1割負担) 866円
			(2割負担) 1,692円	(2割負担) 1,732円

連続して30日を超える利用の場合、1日当たり30円を差し引きます。

③個別加算（利用者の状況に応じて、下記を加算する場合があります。）

		1割負担	2割負担
個別機能訓練加算	1日につき	56円	112円
医療連携強化加算	1日につき	58円	116円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200円	400円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120円	240円
送迎加算	片道	184円	368円
緊急短期入所受入加算	1日につき	90円	180円
療養食加算	1日につき	23円	46円
在宅中重度者受入加算	1日につき	421円	842円

④体制加算（当事業所の職員状況に応じて、下記を加算する場合があります。）

		1割負担	2割負担
機能訓練体制加算	1日につき	12円	24円
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4円	8円
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	8円	16円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日につき	13円	26円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1日につき	18円	36円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1日につき	12円	24円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	6円	12円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6円	12円

⑤処遇改善加算

	1割負担	2割負担
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	注1	注2
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	注3	注4
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	注5	注6
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	注7	注8

注1：①～④の合計利用料金に1000分の59（5.9%）を乗じた額

注2：「注1」で算出した2倍の額

注3：①～④の合計利用料金に1000分の33（3.3%）を乗じた額

注4：「注3」で算出した2倍の額

注5：①～④の合計利用料金に1000分の29.7（2.97%）を乗じた額

注6：「注5」で算出した2倍の額

注7：①～④の合計利用料金に1000分の26.4（2.64%）を乗じた額

注8：「注7」で算出した2倍の額

※特別養護老人ホームソラーナの空ベッドを利用した場合は、特別養護老人ホームソラーナの加算要件で算定をします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

①滞在費（平成 27 年 7 月まで）

利用者階層	従来型個室	多床室
第 4 段階	1,150 円	370 円
第 3 段階	820 円	370 円
第 2 段階	420 円	370 円
第 1 段階	320 円	0 円

②滞在費（平成 27 年 8 月から）

利用者階層	従来型個室	多床室
第 4 段階	1,150 円	840 円
第 3 段階	820 円	370 円
第 2 段階	420 円	370 円
第 1 段階	320 円	0 円

③食費（キャンセルが必要な場合は事前にお知らせ願います。）

利用者階層	朝食	昼食	夕食	負担上限額
第 4 段階	330 円	650 円	400 円	全額
第 3 段階	330 円	650 円	400 円	650 円
第 2 段階	330 円	650 円	400 円	390 円
第 1 段階	330 円	650 円	400 円	300 円

※滞在費の自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※食費について、負担限度額を超える額については補足給付として支給されます。

④その他の料金

日常生活用品 購入代行	購入依頼品の購入に要した金額の実費
その他	レクリエーション、クラブ等の参加費は無料
理容サービス	月 2 回、毎月第 2、4 曜日に理容組合による理容サービスがあります。 料金は別途かかります（有償ボランティアです）。

(3) 利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

- ①利用者が途中退所を希望した場合
- ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③利用中に体調が悪くなった場合
- ④他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) お支払い方法

毎回、短期入所生活介護終了後、毎月15日までに前月分の請求を致しますので、末日迄にお支払い下さい。

なお、現金支払い、口座振込、口座振替等ご希望の方はその旨窓口へお申し出下さい。